

国政府に対して損害賠償を請求する場合に、調達庁長官がそのあつせんをするに、あつせんにより適正迅速なる解決をはかることとしたのが第一点であります。

次に右のあつせんによつても被害者の満足すべき解決に至らずして、被害者が米国の裁判所に訴訟を提起するときは、訴訟費用の立てかえその他訴訟についての必要な援助を行なうことができることとしたのが第二点であります。右立てかえ金は無利息といひ、また訴訟終了時には償還を要するわけでありすが、その償還は場合ににより支払いの猶予、全部または一部の免除ができるように定めております。

以上、この法律案の提案の理由と内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 本案についての質疑は次会に譲ることいたします。

○久野委員長 次に、科学技術会議設置法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案及び原子力委員会設置法の一部を改正する法律案の四案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。受田新吉君。
○受田委員 科学技術庁長官兼原子力委員会委員長池田先生に、政策的な、根本的な問題をお尋ねをしたいと思ひます。

池田国務大臣は興望をになうて、今申し上げた二つの責任者になつておられるのでございますが、原子力委員会が昭和三十年、科学技術庁が引き続いて成立をしまして今日に至つておるわけでございますが、すでに五年も六年もたった今日、一応基礎的な研究調査は実を結んで、たとえば原子力についてはその平和利用について、いかにして開発をしていくかという具体的な問題と取組む段階に來ておるし、また科学技術についても理論的な研究、基礎的な研究の段階を乗り越えて、実際にその活用をどうするかという段階に來ておると私は思つておりますが、御見解はどうですか。

○池田(正)國務大臣 科学の世界は非常に広く、非常に深いのであります。従つて御承知のように基礎的な研究ができたのもあれば、まだできないのもあれば、自分でできたと思つても案外まだできなかったり、そこで私はこの間神代時代という言葉を使つたら笑われたのでありますが、私の言葉を笑うのは、これは想像力のない人だと思つております。そういうわけで原子力の面におきましてもその他の面におきましても、幸い終戦後の空白時代を経て今日、ようやくにして日本の科学技術というものが立ち上がりまして、そして今や建設の時代に入つてきたということだけは申されると思ひます。

○受田委員 私は最初に、昨日の社会党議員各位の質問にお答えになられた科学技術会議関係の具体的な問題についてお尋ねをしてみたいと思ひます。すでに科学技術会議も何回か合会を開いて、その諮問に対する答申もされ

ておるのでございますが、その答申の最初の、十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方針に對しましては、その基本原則として、科学技術振興のために非常に大きな理想を持つておられる。それはまず十年後に到達すべき科学の目標を、国際交流、国際協力に對等、またはそれ以上に遂行できる水準に到達すること、こう書いておるのでございますが、十年後には国際交流、国際協力に對等、またはそれ以上に到達するといふ自信を持つて、これからあなたのお仕事をお進めになろうとされておりますか、いかがでございますか。

○池田(正)國務大臣 これまた國際的と申しまして、たとえば御承知のようにソ連とかアメリカは抜けて進んでいる。その他のドイツ、フランス、イタリヤは、現在のところはものによつてはわが国より進んでいるものもあります。従つてそういうものを對象にした場合には、これはそう驚くにあらぬであらう。ことにわれわれがこれから勇氣を持つて努力を重ねていくためには、少し實際よりも目標を高く掲げて、それを目標にして努力する。これが一つの方向だろつと思ひます。

○受田委員 今ソ連とかアメリカとか、ずば抜けてすぐれた発達をしていゝる国には及びもつかないということになるわけですか。
○池田(正)國務大臣 ソ連必ずしもおそれるに足らないので、ただソ連は御承知のように宇宙科学や何か、そういう特殊なものは非常に進んでいますけれども、ある種のものは日本よりずっとおくれているものもあるので、そう一がいは言えないと思ひます。

○受田委員 けさも報道機關の報道によつて、ソ連が人工衛星の第四号の成功を発表しているわけですね。そういう点においては、日本では及びもつかない。しかしソ連よりもすぐれておるといふところはどこかというものがあつて、具体的に……

○池田(正)國務大臣 こまかいところになると、間違えるといふかられるといけませんから、政府委員から説明させていただきます。

○黒沢政府委員 私も今すぐ全部というわけにも参りませんが、たとえば合成纖維あたりになりますと、日本は現在世界第二位の合成纖維生産國でありまして、特にビニロンあたりになりますと、世界で日本しか成功しておらない。外国からも日本のビニロン技術導入の引き合いをしておるといふようなこともございますので、部分的に申しますと、きわめて一例でございますが、ビニロンあたりはその例になると思ひます。

○受田委員 そうした技術面における——科学といわず、そういう技術面における特徴を、一持っているといふことを御指摘になつたようですけれども、大体宇宙開発審議会というものも、すでに内閣の付属機關としてちゃんとしたものができておる。そうしますとそういうところで、宇宙開発という点においては、國際交流その他の關係で對等またはそれ以上に遂行できるという見通しは立たぬ。ただ、今のような単なる化学纖維その他の技術の面では一日の長があるけれども、そういう大きな立場からの宇宙開発というものはどういふような大國に伍すること

はできないという悲觀的な立場をおとりにするわけですね。
○島村政府委員 宇宙の問題につきましては、全般的に申しまして、ソ連のような大規模の實驗、あるいは将来はその開発というものは、日本の國力からいたしまして、どういふ手の出ないところではなからうかといふことは言えるかと思ひます。しかしながら宇宙に關しますことが、すべて技術的にソ連には太刀打ちできないといふてかかるようなものでもないと思ひます。先ほど長官からお答え申し上げましたように、すべて一律にきめてかかることはできないわけでございますが、現在のところ、日本が宇宙の研究に手を出しまして、まだ幾らも時間がかつておりませんけれども、日本は日本らしい宇宙の開発の仕事の受け持ちがあるといふふうに私も考へておるわけでございます。たとえば人工衛星に備えつけますところのいろいろの観測機器その他通信關係の機器といふようなものになつて参りますと、今日でも必ずしもアメリカあたりにも劣つておるといふほどのものではないといふようにも聞いております。

従いまして宇宙關係は全部ソビエトやアメリカにとつても及ばないといふふうなきめてかかることはできない。ただソ連やアメリカのように大規模な研究開発というものが、今後十年後を見通しまして、アメリカあるいはソビエト並みに日本がやるのだといふようなことは考へていない、こういう趣旨でございます。
○受田委員 そうした部分的な研究をやつておる。そうした大じかけのものはとて考へられないということにな

ると、日本はそうした科学技術関係、特に宇宙開発については大國の列に入ること前提としないという、非常に消極的な立場で今政策を進めになる心配があると思うのです。しかしながら今の科学技術会議の答申の中にある事柄は、そういうものも含めた目標を達成せよという御注意であろうと思うのですが、いかがでしょうか。

○島村政府委員 もろろん科学技術会議の全般的な御意見というものは、海外の諸國に比べて劣らない、あるいはそれ以上の目標をねらうというところにあるのでございすけれども、大臣からお答え申し上げましたように、すべての点について何でもかんでもみんななそうといった国より上になろうというわけではございせん。従いまして宇宙の關係につきましても、科学技術會議の答申は、宇宙を除いてはいるのだというふうには私考えませんが、そうかと申しまして宇宙開発のやり方を、ソビエトよりもアメリカよりも大きなやり方でやるというふうなことを、科学技術會議の答申が言っておられるというふうにも解していいわけではございす。

○受田委員 一応十年後の目標を科学技術會議が答申しておるのでございすますが、十年間にどういう段階でもってこの科学技術の発達を期しておるか。年次計画というものをとおよそお持ちであらうと思ひます。その十年後における目標達成への段階的な計画を発表していただきたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 御承知のように、科学技術會議の取り扱っておる内容をこらんなってもおわかりのようには、非常に広いので、従つてその事態

の内容いかんによつて、年次計画を立てられるものと、立てられないものとおのずからございまして、そういうようなものの仕訳はこれからやつて、そうして可能なものから順次やつていく、こういうこれからの努力ということになると思ひます。

○受田委員 可能なものからというのは、どういふ具体的な内容を持つておるのか、お示しを願ひます。

○島村政府委員 科学技術會議の答申は、こらんないただきまして、非常に部厚い広範なものでございすけれども、たとへて申しますと、そのうちの一つといたしまして、人材を養成することの必要と急務を説いておるわけではございす。これらの問題につきましては、少なくとも立てようと思ひましたならば年次計画の策定が可能であり、また必要なものだといふふうで考へておるわけではございす。従いましてその実行面につきましては、もちろん主として文部省の担当するところになるわけではございす。文部當局では、やはりあの科学技術會議の答申の線に沿ひまして、十年後を目標にするところの必要人員というものを目ざして、人材養成の第一年度というものを三十六年度から開始しようといふふうにしておられるわけではございす。

ところが、なかなか年次計画的にきめにくいものがあると考えられます。これは、答申の中で相当のページ数を使いまして、種々述べております研究開発の關係、これはたとえば家を何万戸、何十万户建てるといふ問題と違ひまして、研究の結果出てきましたものの上で、研究の成果を出てきたものの上で、それが成功するか成功しないかといふ

ようなことが、非常に予測を立てにくいといふような問題がございす。従ひましてそういう問題がございす。研究開発の面につきましては、計画を立てやすいものと立てにくいものとあるといふふうにも考へるわけではございす。

立てることの可能なものは、今後できる限りそれを計画化していくといふことが望ましいわけではございすけれども、科学技術會議の答申の全部につきまして年次計画を作るといふような構想は、ただいまのところ考へておりません。できるものをできるだけ計画化していきたい、そういうふうにも考へておるわけではございす。

○受田委員 人材養成の問題が出たのですけれども、文部省の方は来ておられますか。

○久野委員長 今呼んでおりますが、まだ来てないです。

○受田委員 それではそれはあと回しにします。

大臣、今の人材養成の具体的な対策として、ぜひあなたに伺つておきたいのですが、きのう中教審、中央教育審議會で一応の承認を得た問題は、五年制の専門學校を新しく學校教育法の中に規定するということ、それは特に科学技術關係の人材を養成する目的から生れたものでございす。大体大

学という機關は、特に科学技術關係においては、非常に重要な役割を持つておるところでありまして、大学が真剣に科学技術と取組んでくれなければ、あなたの方のお仕事も実を結ばないわけですから、それはそれでしよう。ところが今の大学の事態を見ると、国立が四割、私立が六割という比率になつておると思ひます。国立につきましても大した

所要經費が与えられてない。いわんや私立においては全く野放しです。理科教育振興のために数億の金を、毎年多少増額しておるようではございすけれども、これを予算に計上しておるにすぎないのです。こういうことで大学に、今官房長が言われたような科学技術の振興を人材養成の立場から期待することができまつかどうか、お答え願ひたい。

○池田(正)國務大臣 これは大へん言ひにくいことなんですけれども、きのうもここでちょっと触れましたが、文部省のやつておる技術者養成の計画といふのは、これはなつてはいないです。現に私も予想しておる、また政府が予想しておる十年間の間のいわゆる經濟の成長といふものから見ました場合は、大学を卒業した理工科の学生は大体十七万と踏んでおります。

ところが現在の文部省の案を見ますと、大体その半分しかいってない。しかもその半分の中には、——はつきりした数字を今持ち合せておりませんが、大体半分と見てよかつたと思ひます。半分、かりに八万人なら八万人の卒業生が出たといひましたが、その二割ないし三割はいつもロスが出るのです。卒業生が全部職場にいくわけではないのですから。そんな關係から見ますと、せいぜい六万人くらいしか見積もられない。一体何で補おうとしておられるのか。そこできのうの教育審議會から出たああいう案が生まれてきのだらうと思ひます。これは官僚的なもの考へ方だと思ひます。かようなことでわれわれが要求しておる計画を満たすことはできない。まことに残念だと思つております。

○受田委員 残念では済まぬわけでは

す。国立の學校へ専門學校を新しく置くとしておるわけなんです。ところが国立の學校といへども、科学技術關係の研究といふのはわずかであつて、特に原子力委員會設置法を一部改正しようといふ法律案を出されたときに、國會の附帯決議の中にもそういうことが出ておりましたし、また原子力委員會を作るときにも、大学の學部の研究費は原子力のために必要とする養成機關の經費とは別に考へるべきだといふことからいつても、大学の學部における科学技術研究といふものは、よほど政府が力を入れないと期待ができません。先ほど私が申し上げた私學といふもの、これは数が多

い。私學はまた獨特の持ち味を持つて、こういうものに取組んでくれるわけですから、私學における科学技術の振興といふようなものに、一つその獨特の持ち味を生かすような思い切つた措置をとつてやる必要はないのですか、大臣。あなたのお仕事のうちだと思ひます。文部省の仕事であるが、根本はあなたの方に根つてあるわけですから、一つお答え願ひたい。

○池田(正)國務大臣 何しろ所管が文部省でありますから、私の直接の所管であればおのずから私は策を持つております。しかし残念ながら——この間これは内輪の話ですけれども、文部大臣と話をしましたときに、文部大臣は、今の文部大臣といふのは、文部行政の機構がどうもおかしなもので、大臣が命令したり指導したりできないようになつておる。そういうようなところにも

ネックがあるようです。いろいろな面で、そういう機構の上にも欠陥がある

のではない。これは私個人の意見になつて恐縮ですが、そんなようなことから、文部大臣も非常に苦慮しておられるようですが、何といつてもとりあえず利用できる面では、理工科系統を利用するというところに目をつけなければならぬはずで、私の知つておるところでは、この四月から、いずれも名のある早稲田、慶応、日大その他それぞれ基礎ができておる理工科系の学校から、約一万人の学生の増募を申請しております。ところが文部省には妙な規定がありまして、いわゆる法規にもない規定でこれを制約して許可しておらぬのです。さうなれば、かたことをやっていると今の文部官僚のやり方です。そこで私は、これに対しては最も近い機会に何らかの手を打とう、かように考えております。

○受田委員 科学技術庁設置法の第十条には、あなたが今職務を担当しておられる科学技術庁長官の権限として、いろいろな規定が掲げられてあります。その規定の中には、科学技術の振興及び資源の総合利用をはかるため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して科学技術の振興及び資源の総合利用に関する重要事項について勧告する勧告権がある。その次の項には、その勧告についてとつた措置について報告を求める権限がある、さらにその次の項には長官、あなたの権限で内閣総理大臣に対して当該事項について内閣法第六条による措置がとられるよう意見を具申することができるとある規定があるわけですが、このあなたに与えられた権限をどのようにお使いになつてゐるか。あなたの前任者がやつてきたこと及びあなたが

やつてきたこと、科学技術振興に關してのこの伝家の宝刀をどうお使いになつてゐるか。文部省に對しても、その行政機関の長に對して今の規定の通り報告権も勧告権もあるわけですが、また内閣法第六条によるこの閣議決定によつてこれを強制することもできるわけなんです、いかなる措置をおとりになつておられるか、御答弁を願います。

○島村政府委員 法律を援用せられましてお話がございましたので、私からちよつと申し上げたいのでございますけれども、御指摘になりました第十一条、いわゆる科学技術庁の長官は必要があるとき認められた場合には必要な資料の提出あるいは説明を求め、場合によりまして重要事項については勧告をする、あるいは勧告の結果については報告を求めることができるという条文でございます。これにつきましては、その前の方の第三条の任務というところの規定の中で、以下この法律全文についてそのようなことになるわけでございますが、科学技術と申しますものは大学における研究を除くと書かれておるわけでございます。従いまして第四條以下同じでございますので、当然この第十一条も含めまして大学におきまして研究の問題につきましては、科学技術庁長官はどのような権限がないという形になつておるわけでございます。従いましてたゞいま御質問になりました趣旨が、大学の研究の問題につきましてのお話でございましたといたしますれば、この第十一条に基づいてどうこうという問題はないわけでございますので、そのように御了解いただきます。

○受田委員 大学の学問の自由を侵してはならないということは、科学技術會議法を作るときにも基礎研究を重視すること、学問の自由を侵してはならないという二つの附帯決議をこの委員會で付してこれを通過しておるわけですが、だから大学の学問の自由、自治を侵してはならぬということばかりです。しかしながらここにあげてあることは大学の問題を除いてでも、文部大臣に對して科学技術振興のための研究を別の角度からでも要求する権限はあるわけですが、そういう意味から私は、この十一条の規定について今まで勧告権を行使した實際の取り扱いがどういふようになつておるか、これをいろいろな角度から答えをしていただきたいと思ひます。十一條の第三項、四項、五項のそれぞれについて御答弁を願ひます。

○島村政府委員 それではもとに戻りまして、第十一条に基づいて勧告を行つたケースがあるかどうか、あるいはどのようになつておるか、あるかという点についてお答え申し上げます。第十一條に明白に勧告権というものが規定されておりますが、科学技術庁が設置せられて以来五年に満たない期間におきまして、この規定に基づきまして関係大臣に勧告をしたという事例は一件もございません。その本来の勧告権のよつて来たりますものと、関係行政機関の間で調整を要するやうな問題が起つて、話し合ひその他によりまして事務連絡等によりまして勧告をしなればならぬやうな事態が起つた場合に、この勧告権は發動するという考え方が正しい読み方だろうと思つてございします。現在

までのところそのような事例に遭遇いたしませんで、十分各関係省庁との間に協調を保ち得まして推移いたしております關係上、してこの勧告権を發動させなければならぬやうな事例に遭遇したこともございしません。従つて一度もないわけでございます。ただその話し合ひ等が非常にうまく進行しておるといふことの背後には、こうした勧告権が科学技術庁長官にあるということが間接に響いておるのかも知れません。いわばこの規定は俗な言葉で言いますとあるいは伝家の宝刀的なもので、しよつちゅう使うべき性質のものではないかと考えております。その意味におきましてこの勧告権を發動するやうな事態が起らないことの方が望ましいし、一度も發動したことがないといふことは、逆に申しまして望ましい事態ではないかとこのやうに考えておるわけでございます。

○池田(正)國務大臣 今官房長からきわめて事務的な説明がございましたが、その通りであります。しかし私はいやしくも國務大臣として政治的な立場から一言申し上げます。これは大学の研究にわれわれは口出しをすべきものではない。受田委員の言われた通りです。従つて第三条にはさういふやうなやつておる。しかし第十一条の精神から見まして大学の構成的な機構なり、さういふもののあり方というものを對して、たとえば今度の場合のやうに一つの大きな國家要請として研究員をあるいは學生をふやさないければならぬといった問題になりますと、研究内容とはおのずから違つてきた立場において要請することができると私は解

釈いたしております。従つてやういふ立場に立つて、しからばお前勧告をするかと言われまして、それではそれは申し上げるわけにはいきませんが、今官房長からも言つたやうにこれは伝家の宝刀でありますから、あまりやたらに振り回すものではないので、それに準じた何らかの手を打ちたい、かように考えております。

○受田委員 政治的な配慮をされることを伺つたわけで、池田長官の今後における科学技術振興に対する熱意を何かの形で具体的に示していただきたい。これに準じた形のものにしていただきたい。もちろん第三条に掲げられてあることは、人文科学のみにかかわるものと大学における研究にかかわるものとしてあるものであつて、機構とかその他の問題ではないわけですが、研究の問題なんです。機構に關してはこれはワク外ではないかと思つたのです、いかがですか。官房長、もう一度お伺ひします。

○島村政府委員 もちろん大学における研究に關することという形になつておりますので、問題はこの解釈いかんということになります。従いまして大臣が今おつちやつておられますやうな何らかの措置というものの内容自体が問題になつて参ります。機構であれば何でもできる、研究ではないからやれやというやうな關係でなくて、やはりその機構の問題が研究と密接不可分あるいは研究自体を意味するやうな内容のものでありましたならば、やはり工合が悪いといふことになります。またその中身が研究自体の問題とは直接に關係がないといふやうなことでございしますれば、それは大学における研究

際協力にもならぬと思う。少なくとも
こうした宇宙開発に關係してそれぞれ

に——科学技術庁としても原子力委員会としても、今までそうした責任者を通じての調査、審査というものが、不行き届きであったという責任があなたの方にあるわけです。そういうことは言えますね。

○島村政府委員 私どもはそのようには考えておりません。原子力委員会の原子炉の安全性に対する役割と申しますものは、内閣総理大臣の諮問があり

ました場合、その諮問は、もちろん原子炉を設置しようといいたします者が内閣総理大臣あてに設置の許可の申請をいたすわけでございますが、その場合に内閣総理大臣が原子力委員会に諮問をするという建前になっておるわけでございます。これは原子力委員会設置法でなくて、原子炉等の規制法と申しますか、法律で定められておることでございますが、そういうような諮問がございました場合、それに対して、原子炉規制法にきめられましたような、許可して差しつかえないものであるか

どうかということの意見を原子力委員会が述べますので、従来ともその判断の責任というものは原子力委員会にあるというふうに考えておるわけでございます。その点につきましては、御指摘のありました附帯決議におきまして、原子力委員会の充実強化をはかるということも一緒に言っておられました、これはいけば原子力委員会がそう

という責任を持ってやることの原則を變えるという趣旨ではないけれども、現実に原子力委員会の下にあって実際に審査を担当するところの専門委員、この地位が法制上明らかでないので、その辺の責任ももっと明らかにするようなことが必要であろう、こういうのが附

帯決議の御趣旨であると私どもは解しておるわけでございます。従来とも原子力委員会におきましては、全責任を持って、しかも原子力委員だけの知識でなくて専門家の知識を集めるという意味から、少なくとも得られます最高の専門家を集めて専門部会という形で審査しておりましてそのを、明らかに法制上も責任を持った機関という形で安全専門審査会ということにいたしまして、法律の中に織り込んでおきたいというのが今度の趣旨でございます。従いまして従来のやり方が間違っておったとかあるいは責任がはつきりしないとか、御質問のようなことはないと私どもは考えております。

●受田委員 原子力委員会には専門委員が百五十名以内置かれるわけですが、百五十名という相当の人数です。その相当の人数の中から三十人が選ばれ、あるいはこのようなことになるのか、あるいはこれは別ワクに審査会の委員を任命することになるのか。大体原子力委員会そのものの強化拡充ということを抜きにして、こういう機関が別の方から出てくるということになるかと、責任の所在ということも考えられるわけなんです。百五十名の専門委員というものが、実際にどのような仕事をしていくのか。今度審査委員になる三十名以内で組織するというこの委員会の構成は、専門委員が兼ねることができるとかどうか、これを御答弁願います。

やはり百五十名の委員の中から兼ねて任命されることもあり得ると思ひます。と申しますのは、専門別分野で非常にとまかく分かれておりますが、これから御披露申し上げても、たゞとてこの専門部会と申しますのは、放射能調査専門部会であるとか、あるいは原子炉の安全審査専門部会、これは今まであったのですが、今度それが審査会に変わるわけでありまして、それから原子炉の安全基準の専門部会、核燃料の専門部会、核燃料の経済部会、金属材料専門部会、放射線化学専門部会、材料試験の専門部会、原子炉の災害補償専門部会、あるいは再処理の専門部会というふうに、従来とも専門部会がございました。ですから、平均いたしました十五人ということに相なりますが、その間には専門別の分野におきましてはつきりと分かれるない方もございますから、多少重複して任命されているということもございします。従いまして今回の場合、法制上の建前は別ワクではございしますが、その間重複して任命される方があり得ると思ひます。しかしながらそれでどうも差しつかえないかどうかというところになりますと、今回の審査委員の方は任期制をとっておりまして、任期二年でございします。従来の専門委員の方は任期制ということとはございしませんで、その専門部会が諮問された事項を答申してその任務を終了いたしましたら、解職されるということになっております。

●受田委員 だから、その第三条の四項の規定によって解任される。つまりここにあげてある原子炉安全専門審査会に属する委員も、この審査の任務を終れば解任されるというような考え方もあるわけですね。

●紅政府委員 こちらの方の専門審査会の審査委員になられる方は、解任されるということはありません。任期二年でございしますから、離職される、辞任されるという場合はあり得るかもしれませんが、今度の任務終了に伴う当然解任ということとは考えておりません。従いまして従来ありました専門部会を廃止いたしまして審査会に切りかえましたゆえんのものも、またその恒常的機関にある。従って先ほどから責任の所在ということもありました責任をしっかりと持ってもらうという建前になっておるわけでございします。

●受田委員 原子力委員会そのものの責任ということがはつきりしなければならぬ。それがこの審査会のようなものができて、そこで審査の公正を期するということ、その方へ責任を転嫁するような形になってくると、根柢この原子力委員会の責任感がとかく安易な気持ちでゆがめられるおそれもある。原子力委員会の専門委員の構成が、もつとしっかりした責任体制を確立しておれば、実際はこういう機関を設けなくてもいいのだ。しかしながらこういう機関を設けて念には念を入れたい見方にも、とれないことはないわけですか。専門委員百五十名、今十に分けたと御説明があったのですが、そういうところでこの原子炉の安全性を審査する機関も今まであったわけでしょう、実際はあったものをまたここで、屋上屋を重ねてやるという場合に、附帯決議があつたにせよ、責任の所在をきわめて明確にしておかないと、この方に責任を転嫁して、原子力委員会そのものの権限、責任というものがおろそかにされる心配がある。

●紅政府委員 その点はこの際御提案いたしております法案の中におきまして、第十四条の二の二項でございします。審査会は、委員長が指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する」というふうにはつきりと委員会の下部機構であるということの規定しております。これによって委員会の責任が審査会へ移るといふことはございしません。

●受田委員 新しいこの機関は二年の任期になっているのですから、そうすると二年間に公正な審査をするということ、それから後の問題は、今度は責任が委員会に移ってくるわけでしょう。例の百五十名の専門委員がそれぞれ担当することになる。そこでそのわずかに二年の間で安全性の確保関係の結論が出ますかどうか。そしてその後における審査の公正というものは一体どういう機関がやることになるのか、御答弁願います。

●紅政府委員 この審査会の任務は炉の構造等につきまして設置の際に審査いたしますが、従来の例によりまして、ほぼ二カ年間は完了するものだと考えております。しかしながら二カ年でもってそのとき任命された委員の方は終りになるのではないかということもございしますけれども、責任はあくまでも恒常的に存置しております委員会がとるわけでございしますから、御心配のような向きはなからうかと思ひます。先ほど読み上げました通りに原子炉安全審査の専門部会は廃止いたしました。そしてこの審査会に移すわけでございますから、他の専門部会がその後この原子炉設置にあつたての原子炉安全審査をやるといふことはございしません。しかるはそのあとの監督はどうするかというところに相なるかと思ひますが、その監督には原子力局が当たるといふことになっております。

●受田委員 もしそうした機関に大きな期待を持とうとするならば、二年と区切らないで、もう少し長期にわたって調査、審査をさせたらいかがですか。

●紅政府委員 やはりこの種の委員会におきましては、任期制をとっておりまして、また人員の構成につきましても重点の置き方が時代によって、時間の経緯とともにそれぞれ違ってくることも考えられ得るわけでございします。たとえば計測関係の専門化ということが非常に大切であるということもございしますけれども、ところがそれがだんだん、計測関係はもう非常に完備されてきたので、実は気象条件とかあるいは地震の関係を力を入れなければならぬというようなこともあり得ると思ひます。あるいは保健物理、あるいはほとんど廃棄物が出てきますから、廃棄物の処理関係に重点を置かなければならぬということもあり得るわけ、重点の変更等もあり得ますから、やはり二年間が適当ではなからうかというふうに考えております。

●受田委員 長官、あなたは、中曽根長官の時代に取り上げられた宇宙開発

審議会というものが非常に活躍しておるのですけれども、この宇宙開発審議会そのものはどのような仕事をしているか。今どのような審査をしているか。過程であるから報告することはできないというのか。ある程度の宇宙開発審議会の審査の内容について報告をすべき段階になっておるのか、お伺いします。

○池田(正)國務大臣 今の段階はまだその基本方針を研究してもらっているという段階であります。

○受田委員 大臣は今文教委員会に呼ばれているそうですが、最後に一言あなただけに一つ決意を表明していただきたいことがあるのです。それはあなたの持つておられるお仕事は原子力関係、科学技術関係、それからもう一つそれに伴う対外的な宣伝、そういうような任務もあるわけですね。たとえば日本科学技術情報センターというものが法制化されて、こういう機関をどのように利用されておるか、機関の監督はどのようにされておるか、この機関はどのような成果を上げておるか、こういうことについても、あなたの御所管でありますので一つ御答弁を願って、あちらにおいていただきたいのです。

○池田(正)國務大臣 御承知のように私のようなしろうとがなったものから、目下勉強中では、はつきりしたことを申し上げることのできないことをはなはだ遺憾と申します。ただその熱意を傾けてこれから努力していこう、かように申し上げたいと思います。

○受田委員 熱意だけでは仕事はできないのですよ。熱意がいかにあつたて、あとに続くものがなくては仕事はできないわけなのです。この点に

ついては、今私がお尋ねした日本科学技術情報センター、法制化されたこの機関の働き、監督、そうしてこれらについては営利を目的としてはならぬという手きびしい規定もあるわけですが、それらについてあなたはこの機関を今どのように取り扱っておられるか、御答弁をお願いいたします。

○池田(正)國務大臣 これはどうも私から説明するよりも、政府委員の方が適当だと思いますから、どうぞ一つごかんべん願いたいと思います。

○受田委員 政府委員は事務的な説明しかできないのです。政治的な説明、見解の表明、政策というふうなものについて、あなたがお持ちになられるのです。あなたにそういうものがないわけにはいかないので、一応大臣から御見解を承りたい。

○池田(正)國務大臣 これは科学技術情報センターというものの内容の若干は私見ておりますし、わかつております。これはますます拡充していかねばいかぬ。そういう意味で今年度の予算もふやし、しかし各府のそういう機関と比較して、必ずしも日本の情報センターがまだまだ充実しているとはいえない。さような意味においてこれから大いにこれを拡大し、強化していくという方向に行きたいと思つておる。

○受田委員 文部省の技術教育課長さん、きのうあなたは中教審の会議に出られましたか。

○大丸説明員 出ました。

○受田委員 中教審におきまして、専門学校を新たに学校教育法の中に規定しようという結論が出されたようだと、五年制専門学校の目的とするところ

はどういうものであるか、お示しを願いたい。

○大丸説明員 昨日の中教審におきましては、新しく五年制の専門教育機関というものを作らねばならぬと承ったわけでございます。その細部の内容につきましても目下検討中でございますが、その目的とするところは、昨日の了承を得ました要綱にもございます通り、主として専門職業の分野における職業的能力を育成する、この点に主眼が置かれております。

○受田委員 専門職業の内訳は、どういふふうなものを基本的にお持ちになつておられるか、承りたい。

○大丸説明員 そもそもこういう専門職業教育機関が要求されている原因には、現在の情勢における主として工業面というものの要望が非常に強いわけでございます。しかし制度といたしましては、必ずしもそういう面に限定はしない、実際の場合には目的が緊急のものからやっていくというふうな大きな方針でございます。具体的にどこまで検討するかということにつきましては、なお検討中でございます。

○受田委員 私は先ほどから科学技術庁長官と一問一答を試みただけで、文部省の考えの中に非常にセクショナルなものがあつておるのですね。それは国立の学校に工業職業専門教育をやる機関を新たに設ける、しかしながら私学は一向重視されておらない、こういうことになつてくると、大学の場合四割しか国立はないわけですね。六割は私立学校ということになると、科学技術の振興に

関しても私学に対する科学技術関係の経費をうんと増額する措置をとらないと、日本の全般的な学問の立場から

る科学技術の振興というものは期待し得ないと思つておる。諸外国の実情を見ましても、私学振興というものは非常に重点を置いて、科学技術の振興策の一翼を担当しておるわけですね。日本の文部省はそういう点について何か官学尊重といふか、大学の自治尊重といふ何か牙城に立てこもつた形で、文部省独特の教育行政をやつておるのじゃないかという印象を与えるのです。これは課長として御答弁願うのは大へんむずかしい点があると思つておるが、あなたの御担当されている技術関係の教育についての御所見を、大臣にかわつて答弁できる部分についてだけ、あなたの独特の御見解をなして、文部省の態度としての御見解を承りたい。

○大丸説明員 まことにむずかしい御質問でございますが、私の課で担当しておりますいわゆる理工系増募計画という観点からのお答えさせていただきます。御承知の通り一六六千人の理工系増募計画におきましては、国公立の割り振りをみますと、これは一応の私どもの計画でございますが、国立が一万人、あとの千人が公立、五千人が私立という割り振りをしているわけでございます。確かに私立の方面の割り振りが少なくなつております。これはただいまの御質問にありましたように、あえて私学を信用しないというふうな考え方に立つものではございません。で、実は今回の一六六千人増募計画をやります前に八千人の増募計画というものをやつて参りました。三十五年度で完成いたしました。これは今回の所得倍増計画の前の新長期経済計画に基づいての増募計画でございます。

が、初めの予定では八千人のうちの四千人を国立でやる、あとの半分を公、私立でやるという予定で出されたのでございます。しかしながら実際に実施してみますと、公、私立関係が予想より伸びないという結果に終わりました。そのためにその実績に照らしまして、同じぐらいのウェイトで進んだのではちょっと無理であらうという見通しで、今回は先ほど申し上げましたような割当を一応やつたわけでございます。ただ実際にいってこれが私立の方にたくさんできてくるということになりますれば、将来またこの割り振りを変えることも考えられるかと思つておる。

○受田委員 科学技術振興に関する科学技術会議が諮問第一号に対して答申した内容に、今後十年の間に科学技術者及び技術者の需給推定資料を出しているわけですね。これは文部省の資料として出ておりますが、理工系技術者の不足数が約十七万人、工業高校の技能者の不足数が約四十四万人の見込みになつておりますが、これを今のようなやり方で十年間に解決できま

すか。

○大丸説明員 私どもの立てました一六六千人の増募計画のもとになりまして、数字は、ただいま御指摘の所得倍増計画その他にも載つております十七万人と同じ基礎の数字を使つております。ただ十七万人の数字は、今後十年間の累計の不足数でございます。それで最終年度の昭和四十五年度をとつてみますと、その一年間の不足数が約一六六千人であるというところと合致させて、一六六千人の増募計画をやつたわけでございます。ただそれをかりに

が、初めの予定では八千人のうちの四千人を国立でやる、あとの半分を公、私立でやるという予定で出されたのでございます。しかしながら実際に実施してみますと、公、私立関係が予想より伸びないという結果に終わりました。そのためにその実績に照らしまして、同じぐらいのウェイトで進んだのではちょっと無理であらうという見通しで、今回は先ほど申し上げましたような割当を一応やつたわけでございます。ただ実際にいってこれが私立の方にたくさんできてくるということになりますれば、将来またこの割り振りを変えることも考えられるかと思つておる。

○受田委員 科学技術振興に関する科学技術会議が諮問第一号に対して答申した内容に、今後十年の間に科学技術者及び技術者の需給推定資料を出しているわけですね。これは文部省の資料として出ておりますが、理工系技術者の不足数が約十七万人、工業高校の技能者の不足数が約四十四万人の見込みになつておりますが、これを今のようなやり方で十年間に解決できま

すか。

毎年同じペースで今の一万六千人まで持っていくとすると、累計の数は十七万人より不足いたします。しかしながら四十五年度以降は毎年一万六千人ずつ現在よりも多い学生数になるわけでございます。累計の十七万人に合うだけのものを十年間にやろう、そういう計画を立てるとすると、それから先の剰余に浴させますので、最終年度に合わせまして増募計画を立てたわけでございます。

●受田委員 あなたに責任あることをお聞きするのはむづかしいことでありますが、もう一つ、最近鉄鋼連盟と八幡を中心とした製鉄関係の会社が、工業高校の教育内容に準じたような立場で工員養成を企画して、近くこれが発足するようです。結局ここを出る者は、学校教育法による高等学校の卒業者とみなすことはできない、しかしながらこれに準じた技術教育を大いにやろう、こういう計画を立てておられる。文部省の指導監督で教育される工業高校の卒業生が十年後には四十万以上も不足するというのを考えて、鉄鋼関係の連盟はちゃんと別の角度からそうした技術者養成をやっておられる。これは文部省としてはなだ残念なことだと私は思うのでございますが、学校教育によつてはやはり得ない補充を、それぞれの経営者が別の角度からやっておられるという現状は望ましいことかどうか、お答え願いたい。

●大丸説明員 鉄鋼連盟その他各業界におきまして、現在技術者不足に対応するためにいろいろ学校を作っておられるというところは、私もよく承知しております。これは建前としては、やはりわが国が必要とする産業技術者

は、すべてわれわれの規格による学校で養成するというのが本筋かとも思われます。しかしながら実際の場合には、ただいま一万六千人の数字についても申し上げましたように、大学の規模を拡張することにつきましても、これはやはり漸を追って進まなければなりませんので、さしたった今年あるいは来年施設が完成するまではなお不足が出てくる。年々の不足は直ちに解消されないという状況もございします。さらに大学あるいはその他学校を出ました技術者に対して、現場に即した職業教育というやうなものをやる必要があると思われまますが、学校において必ずしもすぐに工場に入つて役に立つ教育を初めからやっていくということも、あるいはできない面もございします。そういう面から、業界においてそういう学校を作っていくというところについては、私も別に異議を差しささむ筋合いではないと考えております。

●受田委員 これはあなたの御答弁の範囲内ではない、政策の方に關係しますが、あなたのお立場でも、学校教育法による工業高校の卒業生をもつとふやしていく、私立で工業高校を持つて援助して育てていく、こういうような形で、学校教育による一般的な教養科目を十分加味した教育をして、そして工場に働かすというやうな形なですが、いかがですか。

●大丸説明員 やはり技術者というものがいろいろ幅広くやるといふこと、また将来伸びていくためには、基礎教育なしにただ技術教育ということだけでは、おっしゃる通りへんばなものになると思ひます。できる限り学校教育——高等学校におきましても大学におきましても補充していつて、さらにその上に職場訓練なら職場訓練をしていくということが望ましい姿だと思ひます。

●受田委員 これは文部大臣、局長の双方に、文教政策として非常に重大な問題として御質問しますから、あなたは忠実な事務課長としてまじめな御答弁をいただいたので、あなたに対する質問は終わります。どうも御苦勞様でした。

最後に、同僚諸君の御了解を得てもう一つお尋ねしておきたいのは、総理府設置法の中に新たに海洋科学技術審議会というものが設けられるやうな御要請がされているわけですが、海洋科学は科学技術庁の資源局の御担当かと思ひますが、こういう海洋にまた目を向けられたというところは非常にけっこうだと思ひますが、海洋科学技術のねらいといふものは一体どこにあるのか、御答弁を願ひます。

●黒澤政府委員 海洋に關します科学技術と申しますと、海全般のこと並びに海洋の氣象に關するところ及びその中に含まれております海洋資源に關すること、それからそれらの利用に關すること、すべてにわたります科学技術を意味しております。学問の分野から申しますと、海洋物理、海洋科学、海洋生物、海洋地学、それから海洋に關する工学、あるいは採鉱学というやうな、相當広い科学技術の分野にわたるわけでございます。この海洋科学技術と申しますと、従来は、日本は四面海でございますので、漁業つまり魚をとると

か、あるいは海草を利用するといふことにつきましても、世界で最もたくさん漁獲を上げておりますし、とる技術というやうなところにつきましても非常に進歩しているところが多いのでございします。基礎的な調査といふことになりまします、それは費用の關係もございしますし、あるいは人の關係もございまして、ほかの国に比べますとまだ十分でないわけでございます。特に最近世界各國におきまして、いわゆる大陸だなどというところに存在するいろいろな資源の問題、あるいはその状況といふやうなことに對して、非常に広い関心が持たれるやうになりました。

これは従来海の中といふのはいわゆる領海の範圍、距離は國々によつていろいろ異なっておりますが、せいぜい三海里でございしますから五キロちよつと、六キロ弱でございしますが、広いところでもその三倍か四倍くらい距離しか対象にしておりませんでしたが、深さ二百メートルくらいの大深さなといふのが、最近の技術の進歩によりまして開発の対象として考えることもできましたので、世界的に非常に注目するやうなところになつたのでございします。そこでそういう分野も考えまして、ただ魚類だけでなく、海洋氣象あるいは大陸的な問題、そこに存在しますいろいろな各種の資源の問題等の分野までやつて参りたいと存じます。ただ政策につきましても、これは海洋科学技術でございますので、範圍外でございまして、科学技術にとどめたいといふくらいに考えているわけでございます。

●受田委員 宇宙科学、海洋科学技術、いろいろと手が広がつてきてお

る、まだ何か科学技術で残されたものがあるのですか。

●島村政府委員 宇宙科学技術を作つて、今度は海洋を出したから、この次何を考へておるかといふお尋ねでございします。現在のところ、これに続きましてまた追つて審議會を作つていただきたいといふお願いをいたしますことは考へておりません。

●受田委員 そうしたらこれが最後の持ちこたへたわけですね。これが総理府に今度付屬機關としてできる、付屬機關がずいぶんできたわけですね。今の局長の御説明で、目的も一般政策的なものでなくして、純粋な海洋の科学技術といふことに限定されておるやうですから、これは別の方からの問題として、町名地番制度審議會が総理府に設けられることになつて、このことに對して一言お尋ねして、私の質問を終わります。一体今まではこの町名地番に對して、實際に日本の制度といふものはどういふ姿で不合理であつたのか、どこをどういふふうに変更していくことが國民の輿望にこたへることになるのかといふねらいを御答弁願ひたい。

●岸説明員 町名地番が非常に混亂いたしておりました、國民の皆様方に御迷惑をおかけいたしておりますことは事実でございします。どうしてこういう混亂が生じたかといふお尋ねでございます。まず、現在民法とか戸籍法とか住民登録法等に、住所あるいは事務所所在地といふやうなものを表示するやうな規定がございしますけれども、そういう住所なり住居あるいは事務所の所在地をどういふ方法によつて

表示するか、たとえば領ヶ関一丁目一番地、こういう方法によって表示しなければならぬ、こういう法律上の規定は実はないわけでございます。そこで明治以来のいわば慣例に基づきまして、町名と地番によって表示をする、こういうことになっているのが一点で、

ございます。次に、地番がいろいろ混乱しているわけでございますが、この地番は御承知のように地租を取り出す目的からいたしまして、主として税金を取り出す目的から、明治の始め以来順次つけられてきておりました制度でございます。従いまして国有地からは税金を取りませんので、国有地には地番がない、こういうことになっていくわけでございます。従って人をたずねて参りますような場合に便利ようにできておきませんで、土地を把握して、それに番号をつけて徴税の目的に資する、こういうようなことでできておりますために、非常に校番号ができましたり、無番地に何千世帯というやうなうかがございましたり、いろいろの混乱を生じて参っておるわけでございます。これが第二点でございます。

これを何とか整理したいということ、若干の市町村におきまして、ここ数年來やつて参ったわけでございますけれども、市町村の自主的な努力ではなかなか問題が根本的に解決いたしませんので、これを国の政策として取り上げまして、いろいろの隘路を解消し、できるだけ短期間に全国的に整理を行ないたい、これが今度審議会を設けることとした理由でございます。

○受田委員 町名地番等の改革の皮切りをやった地域は二、三カ所ありましたが、それは成功しておりますかどうか、そのことをあわせて御答弁いたしたいと思います。

○岸説明員 私の記憶しておりますところでは、東京都の足立区でございますとか、北区、板橋区、山形市あたりが、比較的早くこの地番整備に乗り出したわけでありまして、ただいまあげましたところは、いずれも非常に成功をいたしまして、地元の住民の方からも非常に喜ばれておりますし、郵便の配達その他におきましても、非常に能率が上がる、こういうような成績が出て参っております。

○受田委員 私、諸外国を訪問したときにも、地番、町名というやうなもの、がきわめてはっきりしているところは、郵政省の所管の郵便配達の方でも大へん労力の節約ができて、助かっているという現実にもぶつかっております。だからこの趣旨は非常にけっこうなことだと思います。ただこの審議会を設けられる場合に、どうしたらいいかという新しい構想をいろいろと討議される委員の方に、非常に高邁な立場からの権威を集めていかないと、思いつきで結論が出てきても、そういう機関の答申は尊重しなければいかぬから、いいかげんな片寄った答申が出ないように、委員の選考といふものは、一体どういう面の人を審議会委員として、選ぼうとされておるのか、どういう角度から委員を選ぼうとされておるのか、このこともあわせて伺いたい。これは大体藤枝校長官の御所管のようでございますが、それぞれ役所で考えられたものはあなたの方へ御連絡がありますか。あったら総務長官たるあなたから御答弁願うのが至当であると思います。委員にはどうい

う立場の人を選ぶか。たとえば登記の土地台帳の問題もあるからそういう方の人を抜かしてはいかぬ、一般の常識を持った人も来る、そういう構想がなければいかぬと思うのです。

○藤枝政府委員 この問題は自治庁ばかりでなくて、御指摘のように法務省にも関係がございまして、そうした関係の各省から推薦をいただきまして、私の方で選考をするわけでございますが、まだこの法案も通っていませんし、これに関連する何らかの政令も作らなければなりませんので、各省ではだんだんそういうことをお考えでありまして、うけれども、まだ総理府に上がって行く段階にはなっていないわけでありまして、ただ御指摘のように、非常に権利義務にも関係いたしますし、またその他国民の生活に非常に深い関係を持つものでございまして、十分そうした面を広く見られる人、しかも専門的な知識を持っておられる人を選んで参りたいと考えております。

○受田委員 この新しくできる見通しの二つの審議会の委員の審査手当てといふものは、日当幾らということにするか。こういう機関の審査手当てはまちまちになっておると思うのです。先ほどの科学技術会議の新しい非常勤の委員の日当、それから今度できる二つの委員会の委員の日当はどれだけを予定されているか、それぞれの立場から御答弁願います。

○岸説明員 町名地番制度審議会の方は、委員一人当たり一日千二百円という予算でございます。

○黒澤政府委員 海洋科学技術審議会の委員は、一回千二百円の予算になっております。

○島村政府委員 科学技術会議そのものの委員は一日三千円でございまして、

○紅政府委員 原子力委員会の非常勤委員は一日三千円でございまして、今回専門審査委員の方をお願いしようという方は九百円ということでございます。

○受田委員 どうも統制がとれておりませんね。みな思いつきで日当を出しておる。しかもそれぞれ総理府の付属機関の委員です。これは一体何を基準にそういうまちまちの金額がきめられたのでしょうか。

○藤枝政府委員 非常勤の委員並びにこうした方は、御承知のように特別職の職員の給与に関する法律の中で最高限がきまつております。それからこうした審議会、調査会の委員等は、予算単価であります。大体千円から二千円の間のところ、その性質に応じて手当を差し上げておるわけでございます。しかもその中で、開催回数が多い審査会、審議会、調査会と非常に少ないのがあります。大へんまちまちでいろいろ不便もあります。従って今後十分注意いたしまして、似たやうな性質、そうして開催回数も似たやうなところは、大体肩を並べるやうにいたしたいと今努力いたしております。

○受田委員 つまみ金で適当に配分しているやうな傾向であります。これは非常に大事なことです。同じ総理府の付属機関ですから、あなたの方のそれを取りまとめて一括して基準をもうけてやるというやうにしたい、だいたいのと思います。

○久野委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。